

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 11 月 26 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 7 年 11 月 28 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	1 者	寺前町 19 番 1 ほか 5 筆
瀬戸市	1 者	屋戸町 164 番
犬山市	1 者	大字前原字上原 115 番ほか 4 筆
江南市	1 者	高屋町大門 231 番ほか 4 筆
小牧市	3 者	大草一色 6 番ほか 17 筆
稲沢市	2 者	清水八尻町 135 番ほか 12 筆
豊明市	2 者	沓掛町上山 105 番 3 ほか 1 筆
清須市	1 者	春日落合 7 番 1
愛知郡東郷町	6 者	大字春木字追分 167 番ほか 21 筆
丹羽郡大口町	5 者	大御堂二丁目 94 番 1 ほか 25 筆
丹羽郡扶桑町	4 者	山那字渡渕 74 番ほか 10 筆